

青森・岩手県境不法投棄事案に係る
特定支障除去等事業実施計画書（案）

目 次

I 特定産業廃棄物に係る事案の概要

- 1 不法投棄発覚までの経緯 1 頁
- 2 行政処分等 3 頁
- 3 現場の状況 3 頁
- 4 生活環境保全上達成すべき目標 3 頁

II 特定支障除去等事業の実施範囲

- 1 所在地 5 頁
- 2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等 5 頁

III 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

- 1 合同検討委員会における検討及び提言 9 頁
- 2 原状回復方針 10 頁
- 3 汚染拡散防止対策 11 頁
 - (1) 仮設浄化施設
 - (2) 表面遮水、排水路工事等
 - (3) 浸出水処理施設
 - (4) 遮水壁
- 4 廃棄物の除去等 13 頁
- 5 事業実施期間及び事業費 14 頁

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

- 1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15頁
- 2 特定産業廃棄物の処分を行った者に対する責任の追及・・ 15頁
- 3 排出事業者に対する責任の追及・・・・・・・・・・ 16頁
- 4 特定支障除去等事業に要する費用の排出事業者からの
徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21頁

V これまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容

- 1 これまで県が行ってきた措置・・・・・・・・・・ 23頁
- 2 今後行おうとする措置・・・・・・・・・・ 24頁

VI 不適正処分の再発防止策

- 1 検証委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25頁
- 2 検証委員会の検証結果報告・・・・・・・・・・ 25頁
- 3 県警による強制捜査後の県の対応の問題点・・・・・・・・ 27頁
- 4 関係職員の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28頁
- 5 今後の再発防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29頁

VII その他配慮すべき重要事項

- 1 周辺の生活環境のモニタリング調査・・・・・・・・・・ 31頁
- 2 廃棄物の搬出における飛散等の防止・・・・・・・・・・ 32頁
- 3 緊急時の連絡体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33頁
- 4 全庁的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33頁

I 特定産業廃棄物に係る事案の概要

1 不法投棄発覚までの経緯

(1) 三栄化学工業の事業開始及び事業の拡大

三栄化学工業株式会社（本社、青森県八戸市）は、昭和55年5月に本件現場である田子町大字茂市字川倉ノ上28の1等に隣接する田子町大字遠瀬字和平の牧草地に一般廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を行い、し尿脱水汚泥を草地に埋め立て、土壌還元処理する事業を開始した。

また、昭和56年3月には同地に産業廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を行い、下水脱水汚泥等を埋め立て、土壌還元する事業をも開始した。

なお、一般廃棄物最終処分場は、平成2年1月に廃止届出が提出されている。

平成元年5月に、田子町住民から三栄化学工業に関して苦情があり、当時の三戸保健所が立入調査を行ったところ、千葉市から一般廃棄物が搬入されていることが判明した。田子町は、廃棄物の全量を千葉市が回収することを申し入れたが、最終的には、本件現場の一部に遮断型の最終処分場（容量2,400m³）を設置し、処理した。

三栄化学工業は、平成3年1月には、本件現場に堆肥化施設を設置し、燃えがら、汚泥を樹皮と混合して堆肥化する中間処理業の許可を受け、廃棄物を利用した堆肥化の事業を始めた。平成9年には、3月に動植物性残さ及び12月にばいじんについても中間処理（堆肥化）業の許可を得ている。

(2) 汚泥の不適正処理の発見

平成6年8月に、三戸保健所は立入調査により、岩手県側の土地に穴を掘って汚泥を埋めていることを確認し、汚泥を撤去し適正に処理することを指導した。同年10月に三戸保健所は堆肥化施設に汚泥を移し替え、適正処理したことを確認している。

(3) 住民等からの苦情、情報及び不法投棄の発見

平成7年3月、三戸保健所は住民から、中間処理（堆肥化）施設に生ゴミが夜間搬入されているとの情報を受け、立入調査を実施し、現場を数カ所掘削したが、生ゴミは発見できなかった。

同年9月、三戸保健所が住民から汚水が河川に漏れ出している、県外ナンバーのトラックが早朝、夜間に来ているとの情報を受け、立入調査を行ったところ、

岩手県側で2カ所の穴に燃えがらを不法投棄している現場を確認した。同年10月に岩手県と合同で調査し、不法投棄された燃えがらが撤去されたことを確認した。

この不法投棄については、平成8年11月に青森県が事業の全部停止30日間、岩手県が事業の全部停止20日間の処分を行っている。この不法投棄以後も平成11年4月までに、住民や元従業員等から、許可品目以外の廃棄物を搬入している、汚水が流れ出しているなどの情報が10件ほどあったが、不法投棄は確認できなかった。また、放流水や沢水の水質検査を行ったが、特に異常は確認できなかった。

さらに、平成9年7月には4日間にわたって夜間監視（21時から翌朝3時まで）を実施し、11台のトラックが現場に入っていくのを確認したものの、深夜で人通りの全くない山中という状況であり、不法投棄現場の確認には至らなかった。

(4) 青森、岩手両県警による強制捜査

本県農林部が平成10年9月に三栄化学工業に対して、岩手県農政部が同年10月に三栄興業（株）に対して、肥料取締法に基づき立入調査を実施した。その結果、肥料というよりは廃棄物と判断されたことから、それぞれ廃棄物担当課にその旨の報告がなされた。

岩手県環境生活部は、農政部からの報告を受け、岩手県警本部に情報を提供した。両県は、平成11年4月に合同で立入調査を実施し、不法投棄が行われているとの疑いを持つに至ったが、不法投棄の事実を確認することはできなかった。

岩手県環境生活部及び二戸保健所によって、同年6月、7月にも岩手県警本部及び二戸警察署に情報提供が行われ、同年9月には岩手県警の内偵により、夜間に不法投棄が行われている事実が把握された。同年11月、両県警の合同による強制捜査が実施された。

(5) 公訴事実

平成12年6月14日、三栄化学工業、同社代表取締役会長源新信重、縣南衛生株式会社（本社、埼玉県戸田市）、同社代表取締役社長依田清孝は、廃棄物処理法違反で起訴された。

源新信重と依田清孝は、共謀の上、平成11年4月25日頃から同年11月30日までの間、縣南衛生株式会社が廃棄物業者から収集した廃プラスチック類等を原料にして製造したRDF様物（ごみ固形物）約8,025トン、源新信重所有の

本件現場に不法投棄したことを公訴事実としたものである。

2 行政処分等

県は、三栄化学工業及び縣南衛生に対し、平成12年6月、7月及び8月に不法投棄した産業廃棄物の撤去を行うことを内容とする措置命令を発し、同年8月23日には三栄化学工業の収集運搬業及び処分業の許可を取り消した。

平成12年10月5日には縣南衛生に対する破産決定がなされ、平成13年6月1日には三栄化学工業が解散した。

また、平成14年9月には、両法人に対して、汚染水が現場周辺に拡散しないよう防止対策を講ずることを命じた。

3 現場の状況

県では、汚染の実態把握及び周辺環境への影響を検討するために、平成12年度及び平成13年度に汚染実態調査を実施した。さらに、平成13年度からは周辺環境等モニタリング調査を継続して実施し、平成14年度には遮水壁設置のための地盤の透水性調査、水処理施設設置予定地の地盤調査等を実施した。その結果、次のことが明らかになった。

○廃棄物は、RDF様物、堆肥様物、汚泥及び焼却灰が主体であること。

○廃棄物が投棄された面積は11ヘクタール、廃棄物量は推定約670,000m³であること。

○現場全体において、揮発性有機塩素化合物によって汚染されていること。

○一部区域にダイオキシン類によって汚染された廃棄物が投棄されていること。

○堆肥様物からの浸出水による周辺環境への影響が懸念されるが、これまでの周辺環境の水質調査の結果は、環境基準を概ね満足していること。

○現場の地盤は、難透水性の凝灰角礫岩であり（透水係数 10^{-6} cm/秒）、底面遮水層として利用可能であること。

○地下水位は凝灰角礫岩を不透水層として、概ね7～15メートルの深さに位置し、地下水帯水層は十数メートルあるものと推定され、地下水の大局的な流れは、中央谷部方向や西方への流れとなっていること。

4 生活環境保全上達成すべき目標

廃棄物に含まれる有機塩素化合物や有機物によって汚染された浸出水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染される恐れがある。

本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば

流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱すことにもなる。このため、原状回復を進めるに当たっては、まず、現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講ずる。

II 特定支障除去等事業の実施範囲

1 所在地

(1) 不法投棄現場

青森県田子町及び岩手県二戸市に跨る27ヘクタールの不法投棄現場のうち
青森県側11ヘクタール

(青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上28-1、28-2、及び28-3)

(2) その他事業実施場所

上記の不法投棄現場のほか、浸出水処理施設建設場所

(青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上11、16、18、19、23、
24及び25)

※ 図Ⅱ-1参照

2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等

高密度電気探査9側線(2, 790m)、ボーリング調査(15孔)(図Ⅱ-2)及び廃棄物、土壌分析結果(表Ⅱ-3)から、平均断面法により算出した結果は次のとおりである。

(1) 特定産業廃棄物量(図Ⅱ-3, 4, 5, 6)

分類	量
堆肥様物	183,200 m ³
焼却灰主体	262,590 m ³
RDF様物	55,088 m ³
汚泥主体	74,505 m ³
一時仮置場(堆肥様物)	33,000 m ³
中間処理場(堆肥様物)	63,000 m ³
合計	671,383 m ³

※ 算定根拠：表Ⅱ-1のとおり

(2) 有害産業廃棄物量

ボーリングにより採取した試料を分析した結果(表Ⅱ-3)から、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)別表第一の各項の第一欄に掲げる物質の各基準に適合しない範囲(図Ⅱ-7)を平均断面法で算定し、揮発性有機化合物(VOC)及びダイオキシン(DXN)により汚染されている廃棄物の量を推定した。

さらに医療系廃棄物調査としてピット掘り(2m×2m×2m)16カ所、トレンチ掘削(2m×2m×25m)2カ所を実施した結果(図Ⅱ-8, 10)から、堆肥様物、焼却灰主体、RDF主体の廃棄物層及び中間処理場において医療系廃

棄物の混在が確認されたことから、現場は、水平方向及び鉛直方向に全体的に医療系廃棄物が混在していると推定された。

これらのことから有害産業廃棄物の鉛直分布は図Ⅱ－9のとおりであり、平均断面法により推定した有害産業廃棄物量は次のとおりである。

分 類	量	汚染原因
堆 肥 様 物	183,200 m ³	VOC、医療系
焼 却 灰 主 体	262,590 m ³	VOC、DXN、医療系
R D F 様 物	55,088 m ³	医療系
汚 泥 主 体	14,070 m ³	VOC
一時仮置場（堆肥様物）	33,000 m ³	VOC
中間処理場（堆肥様物）	63,000 m ³	VOC、医療系
合 計	610,948 m ³	

※ 算定根拠：表Ⅱ－2のとおり

(3) その他廃棄物

有害産業廃棄物以外のその他廃棄物量は、平均断面法により推計した廃棄物総量（約670,000m³）から、廃棄物分類毎に推計した(2)の有害産業廃棄物を差し引いた量とし、次のとおりである。

分 類	量
堆 肥 様 物	0 m ³
焼 却 灰 主 体	0 m ³
R D F 様 物	0 m ³
汚 泥 主 体	60,435 m ³
一時仮置場（堆肥様物）	0 m ³
中間処理場（堆肥様物）	0 m ³
合 計	60,435 m ³

※ 算定根拠：表Ⅱ－1の全体量から表Ⅱ－2の有害産業廃棄物量を差し引いた量

(4) 汚染土壌

これまでの調査結果では、廃棄物の下層の土壌に、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1の第1欄に掲げる物質に対応する当該各項の第2欄に掲げる基準を超える地点は認められていない。

しかし、1カ所でテトラクロロエチレンが土壌環境基準を超えて検出されているため、撤去又は浄化の対策が必要であるが、検出地点が1カ所のみであるため、現時点では平面分布及び鉛直分布を特定することができず、汚染土壌量は推計できない。

表Ⅱ-1 特定産業廃棄物の推計（全体量）

堆肥様物(wa(b))

断面	区間距離 (m)	堆肥様物(wa(b))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	792	396	47,520	
B	80	1,220	1,006	80,480	
C	85	727	974	82,790	
南端	35	0	364	12,740	
計			ΣV= 223,530 m ³		
東端		0			
E	40	26	13	520	
F	70	1,635	831	58,170	
G	65	365	1,000	65,000	
H	70	91	228	15,960	
I	70	0	46	3,220	
西端	70	0	0	0	
計			ΣV= 142,870 m ³		
合計	不法投棄埋積物(堆肥様物)平均量				
	totalV= 183,200 m ³				

焼却灰主体(wa(a))

断面	区間距離 (m)	焼却灰主体(wa(a))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	2,152	1,076	129,120	
B	80	727	1,440	115,200	
C	85	0	364	30,940	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV= 275,260 m ³		
東端		0			
E	40	341	171	6,840	
F	70	249	295	20,650	
G	65	1,358	804	52,260	
H	70	1,698	1,528	106,960	
I	70	54	876	61,320	
西端	70	0	27	1,890	
計			ΣV= 249,920 m ³		
合計	不法投棄埋積物(焼却灰主体)平均量				
	totalV= 262,590 m ³				

RDF様物(wa(r))

断面	区間距離 (m)	RDF様物(wa(r))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	0	0	0	
B	80	489	245	19,600	
C	85	71	280	23,800	
南端	35	0	36	1,260	
計			ΣV= 44,660 m ³		
東端		0			
E	40	60	30	1,200	
F	70	139	100	7,000	
G	65	651	395	25,675	
H	70	106	379	26,530	
I	70	19	63	4,410	
西端	70	0	10	700	
計			ΣV= 65,515 m ³		
合計	不法投棄埋積物(RDF様物)平均量				
	totalV= 55,088 m ³				

汚泥主体(wa(o))

断面	区間距離 (m)	汚泥主体(wa(o))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	214	107	12,840	
B	80	805	510	40,800	
C	85	0	403	34,255	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV= 87,895 m ³		
東端		0			
E	40	0	0	0	
F	70	102	51	3,570	
G	65	315	209	13,585	
H	70	295	305	21,350	
I	70	175	235	16,450	
西端	70	0	88	6,160	
計			ΣV= 61,115 m ³		
合計	不法投棄埋積物(汚泥主体)平均量				
	totalV= 74,505 m ³				

埋積廃棄物の推定量

堆肥様物量 (Vb)	=	183,200	
焼却灰主体量 (Va)	=	262,590	
RDF様物量 (Vr)	=	55,088	
汚泥主体量 (Vo)	=	74,505	
小計	=	575,383	≡ 575,000 m ³
一時仮置場(堆肥様物)		33,000	
中間処理施設(堆肥様物)		63,000	
上記小計	=	96,000	
合計	=	671,000	≡ 671,000 m ³

表Ⅱ-2 有害産業廃棄物の推計

堆肥様物(wa(b))

断面	区間距離 (m)	堆肥様物(wa(b))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	792	396	47,520	
B	80	1,220	1,006	80,480	
C	85	727	974	82,790	
南端	35	0	364	12,740	
計			ΣV=	223,530 m ³	
東端		0			
E	40	26	13	520	
F	70	1,635	831	58,170	
G	65	365	1,000	65,000	
H	70	91	228	15,960	
I	70	0	46	3,220	
西端	70	0	0	0	
計			ΣV=	142,870 m ³	
合計	不法投棄埋積物(堆肥様物)平均量			totalV=	183,200 m ³

焼却灰主体(wa(a))

断面	区間距離 (m)	焼却灰主体(wa(a))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	2,152	1,076	129,120	
B	80	727	1,440	115,200	
C	85	0	364	30,940	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV=	275,260 m ³	
東端		0			
E	40	341	171	6,840	
F	70	249	295	20,650	
G	65	1,358	804	52,260	
H	70	1,698	1,528	106,960	
I	70	54	876	61,320	
西端	70	0	27	1,890	
計			ΣV=	249,920 m ³	
合計	不法投棄埋積物(焼却灰主体)平均量			totalV=	262,590 m ³

RDF様物(wa(r))

断面	区間距離 (m)	RDF様物(wa(r))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	0	0	0	
B	80	489	245	19,600	
C	85	71	280	23,800	
南端	35	0	36	1,260	
計			ΣV=	44,660 m ³	
東端		0			
E	40	60	30	1,200	
F	70	139	100	7,000	
G	65	651	395	25,675	
H	70	106	379	26,530	
I	70	19	63	4,410	
西端	70	0	10	700	
計			ΣV=	65,515 m ³	
合計	不法投棄埋積物(RDF様物)平均量			totalV=	55,088 m ³

汚泥主体(wa(o))

断面	区間距離 (m)	汚泥主体(wa(o))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	0	0	0	
B	80	168	84	6,720	
C	85	0	84	7,140	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV=	13,860 m ³	
東端		0			
E	40	0	0	0	
F	70	0	0	0	
G	65	0	0	0	
H	70	204	102	7,140	
I	70	0	102	7,140	
西端	70	0	0	0	
計			ΣV=	14,280 m ³	
合計	不法投棄埋積物(汚泥主体)平均量			totalV=	14,070 m ³

埋積廃棄物の推定量

堆肥様物量(Vb)	=	183,200	
焼却灰主体量(Va)	=	262,590	
RDF様物量(Vr)	=	55,088	
汚泥主体量(Vo)	=	14,070	
小計	=	514,948	≐ 515,000 m ³
一時仮置場(堆肥様物)	+	33,000	
中間処理施設(堆肥様物)	+	63,000	
上記小計	=	610,948	≐ 611,000 m ³

Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

1 合同検討委員会における検討及び提言

(1) 合同検討委員会における検討状況

青森・岩手両県は、平成14年6月15日に専門家、住民代表等で構成する「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会（以下「合同検討委員会」という。）」を設置した。合同検討委員会は計4回開催し、本事案に対する対応策を両県が一体となって効果的かつ早急に実施するために必要な情報交換及び対応策の検討等を行った。

また、原状回復及び環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行い、委員会の検討等に資するため、合同検討委員会の下に専門家による技術部会を設置した。

技術部会は計5回開催し、事案の原状回復及び環境再生に係る調査並びに方策に関する技術的事項の評価を行うとともに、これまでの両県の調査結果の一元化を図ったほか、原状回復方針等について検討を行った。

技術部会の検討結果は報告書としてとりまとめられ、平成15年6月28日に開催した最終の合同検討委員会において報告された。

○合同検討委員会等開催状況

開催期日	合同検討委員会	技術部会
平成14年 6月15日	第1回合同検討委員会開催	
平成14年 8月24日	第2回合同検討委員会開催	
平成14年11月 9日		第1回技術部会開催
平成14年12月11日		第2回技術部会開催
平成15年 1月14日		第3回技術部会開催
平成15年 2月 8日	第3回合同検討委員会開催	
平成15年 3月11日		第4回技術部会開催
平成15年 4月20日		第5回技術部会開催
平成15年 6月28日	第4回合同検討委員会開催	

(2) 合同検討委員会の提言内容

平成15年6月28日に最終の合同検討委員会が開催され、技術部会の報告書を踏まえ、両県に対し本事案に対する対応策について、

- ① 有害廃棄物は基本的には土壌環境基準を超える廃棄物及び汚染土壌とし、有害廃棄物以外で生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物については、各県においてそれぞれ検討すること。
- ② 有害廃棄物は除去（撤去又は現地浄化）すべきものであること。
- ③ 危険性の高い特別管理産業廃棄物相当の廃棄物は優先的に、かつ、早期に撤去すること。
- ④ 原状回復の目標としては、土壌及び地下水の環境基準の達成とすべきであるが、短期的な撤去や浄化対策のみではその達成が困難な場合も想定されるので、適切なモニタリングと併せて、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、必要な汚染拡散防止措置を講じること。
- ⑤ 周辺環境への影響を継続的に監視するモニタリングについては、健康被害監視の点から適切な地点を選定の上、実施すること。

などの提言がなされた。

2 原状回復方針

原状回復方針は次のとおりとする。

- 本県の原状回復対策については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針とする。
- 不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急を実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。
- なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。

3 汚染拡散防止対策

現場の原状回復を進めるにあたっては、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、汚染拡散防止措置を講じる必要があるが、本格的な汚染拡散防止対策（長期的対策）を講じるまでの間に、緊急的に実施しなければならない対策（緊急的対策）を行う。 【図Ⅲ－1 参照】

(1) 緊急的対策

長期的対策を講じるまでの間の緊急対応として、汚染水を仮設浄化プラントで処理する。

また、雨水と廃棄物の接触を防止するため、表面遮水シートの設置や雨水と浸出水を分離する排水路を整備する。

① 仮設浄化施設

ア 浸出水処理施設完成までの間の緊急的対策として、平成15年度に仮設浄化プラント（凝集沈殿処理＋砂ろ過）を設置する。 【図Ⅲ－2 参照】

イ 浸出水処理量は、集水面積、降雨量のデータ等により検討した結果、廃棄物撤去作業中を含めた日処理量を400 m³とする。

② 表面遮水、排水路工事等

ア 緊急的対策として、中間処理施設周辺に表面遮水シートを設置して、雨水と廃棄物の接触を防止する。 【図Ⅲ－3 参照】

イ その後、遮水壁の施工に合わせ場内の造成や道路整備、表面遮水シートの設置を順次施工する。 【図Ⅲ－4, 5, 6 参照】

ウ また、雨水と浸出水を分離するための排水路を整備する。

【図Ⅲ－7, 12 参照】

(2) 長期的対策

周辺への汚染拡散防止対策として、遮水壁を設置するとともに、汚染水が周辺環境へ影響することを防止するため、浸出水処理施設等の施設を整備する。

廃棄物の撤去作業が完了後、現場が土壌環境基準以下となったことが確認されるまでの期間、長期間継続して効果を生じなければならないものであることから、耐用年数や使用期間を考慮して適切な構造、規模の対策を講ずる。

①浸出水処理施設

ア 不法投棄現場の汚染水が、周辺環境へ影響することを防止するため、浸出水処理施設、浸出水貯留池や付属する導水路等を施工する。

【図Ⅲ－9、10、11、8参照】

イ 浸出水処理量は、集水面積、降雨量のデータ等により検討した結果、日処理量を150m³とする。

ウ 計画処理水質は、水質汚濁防止法の排水基準を基に、他の法令においてより厳しい基準が定められている項目はその基準によるなど、既存法令上の基準を基に、より厳しい基準に設定し、処理水質を満足させる処理フローを決定している。

【表Ⅲ－1、図Ⅲ－13参照】

表Ⅲ－1

設定項目		設定値		備考
		計画原水水質	計画処理水質	
水質 設定 値	BOD	900	60	mg/l (基準省令)
	COD	550	90	mg/l (基準省令)
	SS	250	10	mg/l (DXNガイドライン)
	T-N	250	60	mg/l (排水基準)
	有害物質	-	排水基準値	-
	DXN類	40	1	pg-TEQ/l (特別措置法)
計画処理水量		150m ³ /日		-

(4) 遮水壁

① 廃棄物撤去作業中の周辺環境への汚染拡散防止と水処理施設の効率化を図るため、廃棄物を囲い込める位置に遮水壁を施工する。 【図Ⅲ－1参照】

② 遮水壁は、厚さ50cm、透水係数が10⁻⁶cm/秒以下の壁を不透水性岩盤に岩着する構造とする。 【図Ⅲ－14参照】

4 廃棄物の除去等

(1) 撤去計画

廃棄物の撤去計画は、11ヘクタールの区域をA～Fエリアの6区画に分割し、

年度ごとに以下のとおり撤去する方針としている。【図Ⅲ－15参照】

ア 地下水の汚染に影響のないAエリアの一時仮置き場の堆肥様物約33,000 m³と中間処理場にある堆肥様物約63,000 m³を平成15年度から平成18年度に撤去する。

イ 平成19年度に中間処理場の跡地を一時仮置き場・選別場として整備し、本格的な撤去作業を実施する。

ウ 撤去作業は特措法の期限である平成24年度までに完了する。

エ 撤去工程については原状回復事業年度別工事計画【図Ⅲ－16】のとおりとする。

(2) 処理方法

- ① 処理にあたっては、自区内で処理することを基本として、既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、熔融のいずれかの加熱処理をする。
- ② 処理にあたっては、廃棄物の性状に応じ、許可を有する処理業者に委託し、廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する。
- ③ 処理業者の選定は、処理能力、施設の稼働状況等を総合的に勘案し、原則的には、入札制度を活用して行う。

5 事業実施期間及び事業費

事業の実施期間及び事業費（概算）は、次のとおりである。

工事工程計画

主要工事内容	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19～ H24年度
実施設計	■				
浸出水処理施設	■■■■■				
浸出水調整施設	■■■■■				
有害廃棄物の一部撤去	■■■■■				
浸出水集排水施設			■■■■■		
鉛直遮水壁工等			■■■■■		
表面遮水工	■		■		
廃棄物撤去					■■■■■
仮設浄化プラント	■■■■■				

事業費

費目	細目	事業費（百万円）	備考
汚染拡散防止対策事業費		8,025	
	浸出水処理施設等工事	2,634	
	遮水壁等工事	3,612	
	その他工事	1,509	
	設計・監理委託業務	270	
廃棄物処理事業費		34,400	
	廃棄物運搬処理	33,500	
	廃棄物掘削積込	900	
環境モニタリング事業費		600	
	モニタリング委託業務	600	
水処理施設維持管理費		800	
	維持管理委託業務	800	
事務費		260	
	事務費	260	
総計		44,085	

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

1 基本的考え方

特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任追及については、廃棄物処理法の安定的施行を確保し、不法投棄の未然防止のためにも厳格な対応が必要であると認識しているところである。

また、特定支障除去等事業に要する費用は、県民さらには全国民の負担となることから、国の積極的な関与のもと、関係都県市の協力を得ながら、特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任を徹底的に追及することとする。

2 特定産業廃棄物の処分を行った者に対する責任の追及

(1) 措置命令の発出状況について

県境不法投棄事案に係る特定産業廃棄物の処分を行った者である三栄化学工業株式会社及び縣南衛生株式会社に対し、次のとおり、措置命令を行った。

① 三栄化学工業株式会社に対する措置命令

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要
H 12. 6. 28	H 12. 8. 31	不法投棄現場からのRDF様物（ごみ固形物）約8,000トン及び汚染土壌の撤去
H 12. 8. 22	H 13. 1. 21	不法投棄現場からの廃油混入堆肥及び汚染土壌の撤去
H 14. 9. 6	H 18. 9. 30	不法投棄現場周辺への汚染拡散防止対策

② 縣南衛生株式会社に対する措置命令

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要
H 12. 7. 14	H 12. 8. 31	不法投棄現場からのRDF様物（ごみ固形物）約8,000トン及び汚染土壌の撤去
H 12. 8. 22	H 13. 1. 21	不法投棄現場からの廃油混入堆肥及び汚染土壌の撤去
H 14. 9. 6	H 18. 9. 30	不法投棄現場周辺への汚染拡散防止対策

(2) 措置命令の履行状況について

① 三栄化学工業株式会社

ア 平成12年度：RDF様物（ごみ固形物）約2,600トンを撤去

イ 平成13年度：堆肥様物仮置場整備

堆肥様物約33,000立方メートル移替え

堆肥化施設及び堆肥様物仮置場覆土

高密度電気探査

② 縣南衛生株式会社

平成14年度：パーク（樹皮）による簡易な浸出水浄化対策工事

(3) 今後の責任の追及について

① これまでの措置命令で撤去を命じたRDF様物（ごみ固形物）及び堆肥様物のほか、高密度電気探査、ボーリング調査等により不適正処理が判明した燃え殻、汚泥その他の産業廃棄物について、三栄化学工業株式会社及び縣南衛生株式会社に対する措置命令を行うこととする。

② 特定産業廃棄物の処分を行った者に対する責任追及として、三栄化学工業株式会社又は縣南衛生株式会社の元役員で、特定産業廃棄物の処分に関与したと認められる者に対する措置命令を行うこととする。

(4) 特定産業廃棄物の処分を行った者からの費用の徴収の見込みについて

① 平成13年1月18日、縣南衛生株式会社に対するRDF様物（ごみ固形物）の撤去に係る措置命令及び廃油混入堆肥の撤去に係る措置命令の代執行費用に係る債権（債権額約75億円）について、破産債権の申出のを行った。

② 汚染拡散防止対策に係る基本設計に係る費用の徴収の確保のため、平成15年9月には、三栄化学工業株式会社が第三債務者に有する不動産売掛債権（債権額3,500万円）について差押えを行った。また、同社が八戸市に有する不動産（評価額約1億1千万円）について効果的な費用の徴収に努めるものとする。

3 排出事業者に対する責任の追及

(1) 排出事業者の把握について

青森・岩手両県では、三栄化学工業株式会社及び縣南衛生株式会社の取引台帳等の関係書類から平成14年8月に第1次分として約2,600社、その後、関係収集運搬業者の報告等から平成14年12月に第2次分として約8,000社の合計約10,600社の排出事業者が判明した。

① 関係都縣市別の排出事業者数は、次のとおりである。

関係都縣市名		第1次分	第2次分	合計	都道府県計	構成比
北海道	北海道	1	0	1	3	0%
	旭川市	1	0	1		
	札幌市	1	0	1		
青森県	青森県	42	1	43	43	0%
岩手県	岩手県	22	4	26	26	0%

関係都県市名		第1次分	第2次分	合計	都道府県計	構成比
宮城県	宮城県	16	171	187	221	2%
	仙台市	20	14	34		
秋田県	秋田県	7	0	7	8	0%
	秋田市	1	0	1		
山形県	山形県	1	0	1	1	0%
福島県	福島県	25	3	28	39	0%
	いわき市	6	0	6		
	郡山市	3	2	5		
茨城県	茨城県	198	600	798	798	8%
栃木県	栃木県	74	460	534	839	8%
	宇都宮市	52	253	305		
群馬県	群馬県	158	397	555	555	5%
埼玉県	埼玉県	811	1,381	2,192	2,540	24%
	さいたま市	96	252	348		
千葉県	千葉県	73	229	302	338	3%
	千葉市	9	27	36		
東京都	東京都	708	2,821	3,529	3,529	33%
神奈川県	神奈川県	22	226	248	659	6%
	横浜市	84	71	155		
	川崎市	47	73	120		
	横須賀市	1	33	34		
	相模原市	25	77	102		
新潟県	新潟県	6	101	107	355	3%
	新潟市	3	245	248		
山梨県	山梨県	6	181	187	187	2%
長野県	長野県	7	37	44	44	0%
静岡県	静岡県	4	276	280	375	4%
	静岡市	0	51	51		
	浜松市	0	44	44		
愛知県	愛知県	1	0	1	1	0%
大阪府	大阪府	2	1	3	6	0%
	大阪市	1	2	3		
兵庫県	神戸市	2	2	4	4	0%
香川県	香川県	0	2	2	2	0%
福岡県	福岡県	0	1	1	1	0%
合 計		2,536	8,038	10,574	10,574	100%

② 排出事業者の主要業種別内訳は、次のとおりである。

大分類	産業中分類	第1次分	第2次分	合計
農業・林業・漁業・鉱業		6	5	11
建設業		125	311	436
製造業	食料品製造業	128	83	211
	パルプ・紙・紙加工品製造業	40	57	97
	出版・印刷・同関連産業	201	781	982
	化学工業	147	175	322
	プラスチック製品製造業	45	48	93
	金属製品製造業	82	107	189
	電気機械器具製造業	34	39	73
	その他	250	406	656
	不明	0	0	0
電気・ガス・熱供給業・水道業		27	10	37
運輸・通信業		123	217	340
卸売・小売業		173	383	556
サービス業	洗濯業	372	1,219	1,591
	医療業	323	2,404	2,727
	教育	16	67	83
	学術研究機関	23	33	56
	廃棄物処理業	69	43	112
	その他	101	796	897
公務		8	107	115
不明		170	675	845
欠番		73	72	145
合計		2,536	8,038	10,574

注1 排出事業者の主要業種については、社名等から推定したものである。

2 欠番とは、同一事業者を二重にリストアップしていたもの等の数を示す。

(2) 排出事業者に対する報告徴収の実施等について

① 報告徴収の実施

ア 排出事業者の多くが首都圏に所在することから、排出事業者の責任追及に係る事務の円滑化等を目的として、平成14年8月に環境省主催で、関係都県市部長会議を開催し、青森・岩手両県が排出事業者の責任追及に係る事務について協力を依頼した。

イ その後、排出事業者に対して産業廃棄物の処分の委託状況等について廃棄物処理法に基づく報告徴収を行うに当たり、その円滑化を目的として、青森

・岩手両県が関係都県市の協力を得て、平成14年10月中旬から平成15年2月下旬までにかけて1都12県で延べ30回にわたり、排出事業者説明会を行い、順次、報告徴収を実施し、平成15年3月までに報告徴収を終了した。

② 報告徴収状況等

ア 青森・岩手両県において、報告徴収を実施した結果、所在不明等である排出事業者については、両県が関係都県市に対して所在地調査を依頼し、所在が判明した排出事業者に対しては、再度、報告徴収を実施した。

イ 報告期限が到来しても報告書を提出しない排出事業者に対しては、関係都県市による電話等による催促の後、両県が2回にわたり、書面による督促を実施したところであるが、なお報告書を提出しない排出事業者に対しては、関係都県市の協力を得て、事業場に赴き報告書の提出を督促する等強力に報告書の提出を求めることとする。

ウ 平成15年9月30日現在の報告徴収状況については、所在不明業者等を除く9,565業者のうち、9,120業者からの報告書の提出があり、提出率は、95.3%である。

詳細は、次のとおりである。

区 分	第1次分	第2次分	合計
報告徴収対象事業者数 (a)	2,536	8,038	10,574
提出事業者数 (b)	2,256	6,864	9,120
未提出事業者数 (c)	58	387	445
所在不明調査中等 (d)	222	787	1,009
提出率 (b/a-d) × 100	97.5%	94.7%	95.3%

(3) 報告書の審査等について

排出事業者からの報告書の審査については、青森・岩手両県で分担し、行っているところである。

青森県の審査対象となる排出事業者数は約6,000社、岩手県の審査対象となる排出事業者数は4,600社である。

① 排出事業者から提出された報告書の審査は、速やかに措置命令を行う観点から、青森・岩手両県共通で、次に定めるところにより行っている。

ア 所定事項の記載の有無等の形式審査を行うとともに、三栄化学工業株式会社又は縣南衛生株式会社に産業廃棄物の処分を委託していない旨の報告を行った排出事業者に対して、リストアップされた根拠を示した上、再報告を求

める。

イ 無許可の産業廃棄物収集運搬業者に産業廃棄物の運搬を委託していないか、産業廃棄物処分業者の事業の範囲に含まれない産業廃棄物の処分を委託していないか等の委託基準違反の有無に係る審査を行う。

ウ 不適正な対価での委託がないか等の排出事業者の注意義務の違反の有無に係る審査を行う。

② 青森県の審査状況

ア 第1次分の約1,200社の排出事業者からの報告の審査については、上記アの形式審査等は終了し、上記イの实质審査も概ね終了しているが、委託基準違反の有無について、委託に係る産業廃棄物の種類や主成分、産業廃棄物収集運搬業者の許可内容の変更等に対応して、なお詳細な審査が必要である。

イ 第2次分の約4,800社の排出事業者からの報告の審査については、上記アの形式審査等については、概ね終了しており、並行して上記イの委託基準違反の有無に係る審査を進めているところである。

(4) 措置命令の発出状況等

① 報告書の審査等の結果、委託基準違反（無許可収集運搬業者への産業廃棄物の運搬の委託）の疑いのある排出事業者に対し、平成15年5月から7月にかけて、青森・岩手両県が、それぞれ廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、産業廃棄物の処分の委託状況等について関係者から事情聴取し、関係帳簿等を検査した。

② 立入検査の結果、委託基準違反が認められた排出事業者6社に対し、平成15年6月18日及び同年8月6日に、青森県知事及び岩手県知事の連名で廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により、不法投棄現場からの燃え殻又はRDF様物（ごみ固形物）の撤去を命ずる措置命令を行った。

措置命令の概要は、次のとおりである。

措置命令月日	事業者名	履行期限	講ずべき措置の概要
H 15. 6. 18	(株)ヒロモリ	H 15. 8. 18	不法投棄現場からの燃え殻 0.809トン・RDF様物（ごみ固形物）1.9トンを撤去
	(株)タカラ		不法投棄現場からの燃え殻 0.08トン・RDF様物（ごみ固形物）2トンの撤去
	(株)アディロン		不法投棄現場からの燃え殻 0.16トンの撤去

措置命令月日	事業者名	履行期限	講ずべき措置の概要
H 15. 6. 18	(株)日立物流		不法投棄現場からの燃え殻 0.028 トンの撤去
H 15. 8. 6	佐川物流サー ビス(株)	H15. 10. 6	不法投棄現場からの燃え殻 0.428 トン・R D F 様物(ごみ固形物) 5.1 トンの撤去
	(株)エドウィン		不法投棄現場からの燃え殻 0.016 トンの撤去

- ③ 平成15年6月18日に措置命令を行った4排出事業者は同年8月7日に措置命令を履行し、不法投棄現場から燃え殻及びR D F 様物(ごみ固形物)を撤去しており、同月6日に措置命令を行った2排出事業者は同年10月1日に措置命令を履行し、不法投棄現場から燃え殻及びR D F 様物(ごみ固形物)を撤去した。

(5) 今後の措置命令について

排出事業者からの報告書の審査については、すべて終了していないことから、措置命令の対象となる排出事業者の数を示すことはできない状況であるが、報告書の審査を行っている中で、

- ① 無許可の収集運搬業者に産業廃棄物の運搬の委託を行っていた疑いのある排出事業者
- ② 三栄化学工業株式会社の事業の範囲に含まれない産業廃棄物の処分の委託を行っていた疑いのある排出事業者

等が見受けられ、これらの排出事業者について、必要に応じ、再報告徴収又は立入検査を行い、廃棄物処理法違反の事実が認定された場合には、聴聞手続を経て、速やかに措置命令を行うこととしている。

(6) 措置命令の適正な履行の確保について

- ① 措置命令の具体的な履行については、撤去に伴う汚染拡散防止の観点から、撤去場所、撤去方法等を両県と協議の上、事業者を実施計画書を提出させて、行わせることとしている。
- ② また、撤去廃棄物が適正に処理されるよう適切に監視、指導を行うとともに、事業者に対し、措置命令の完了報告書にマニフェストの写し等を添付させることにより撤去廃棄物が適正に処理されたことを最終的に確認することとしている。

4 特定支障除去等事業に要する費用の排出事業者からの徴収

県境不法投棄事案に係る排出事業者数が約10,600社であり、特定支障除去等事業に着手するまでの間に、廃棄物処理法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による措置命令の対象となる排出事業者を確知し、これらの規定による措置命令を行うことが困難であり、このような排出事業者に対しては、特定支障除去等事業に要した費用を徴収するための手続を進めることとする。

(1) 廃棄物処理法第19条の8第2項の規定による費用の徴収

① 廃棄物処理法第19条の5第1項の規定による措置命令の対象となる排出事業者で確知することができないものについては、特定支障除去等事業に要する費用に係る求償権を担保するため、廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定による公告を行うこととする。

② 特定支障除去等事業の着手後に判明した廃棄物処理法第19条の5第1項の規定による措置命令の対象となる排出事業者については、廃棄物処理法第19条の8第2項の規定により当該特定除去等支障事業に要した費用を徴収することとする。

(2) 廃棄物処理法第19条の8第3項の規定による費用の徴収

特定支障除去等事業の着手後に判明した廃棄物処理法第19条の6第1項の規定による措置命令の対象となる排出事業者については、廃棄物処理法第19条の8第4項の規定により相当の範囲内で、当該特定支障除去等事業に要した費用を徴収することとする。

(3) 特定支障除去等事業に要する費用の徴収の見込み

① 特定支障除去等事業に要する費用の排出事業者からの徴収の見込みについては、

ア 排出事業者数が約10,600社に及び、措置命令の対象となる排出事業者数が確定していないこと

イ 措置命令が履行されずに、代執行としての特定支障除去等事業に至る件数（費用徴収に至る件数）が不確定であること

ウ 実際に、徴収することができる費用の額は、個々の排出事業者の資産の状況等に左右されるものであること

から、徴収することができる見込額を明確に積算することは困難である。

② なお、措置命令を受けた排出事業者が措置命令を履行した場合には、その限りで特定支障除去等事業に要する費用が軽減されることとなることから、排出事業者責任を徹底的に追及し、措置命令を適正に履行させることを通じて、特定支障除去等事業に要する費用の軽減に努めることとする。

V これまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容

1 これまで県が行ってきた措置

(1) 青森・岩手両県警による強制捜査着手までの措置

① 三戸保健所では、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視・指導の頻度、内容及び事務処理、苦情処理等について定めた「廃棄物及び浄化槽に係る事務取扱い要領」（昭和62年4月策定）によって、三栄化学工業に対する立入調査、監視・指導を行ったところである。

② 上記要領による監視に加えて、平成8年6月18日から10月3日までの間に早朝監視5回、夜間監視4回実施したほか、平成7年3月の住民からの情報をはじめとして、住民、元従業員等からの情報提供に基づき立入調査を行い、不適正処理等については改善指導票を交付するなどして指導を行ったところである。

また、平成7年10月に確認した不法投棄に係る事業停止処分期間中（平成8年11月11日～12月10日）は、毎日、監視を実施したほか、早朝監視（5時～8時）5回、夜間監視（17時～20時）7回を実施したところである。

さらには、事業停止処分期間終了後も不適正処理等の苦情、情報が寄せられたことから、本庁による立入調査のほか、平成9年7月7日から10日に夜間監視（21時～翌朝3時）を実施したところである。

③ 平成10年度には、住民から汚染水が河川に流出しているとの苦情、情報があり、八戸保健所が水質調査を実施したが特に異状は確認されなかった。

④ 平成11年4月には、岩手県と合同で立入調査を実施し、本件現場の斜面を汚水が流れていることを確認したが、不法投棄の事実は確認できなかった。同年6月、7月、10月に水質調査を行っているが、異常は確認されなかった。

(2) 強制捜査後の措置命令等

① 平成12年6月には三栄化学工業に対して、同年7月には縣南衛生に対して、RDF様物（ごみ固形物）及びこれにより汚染されたと認められる土壌を撤去することを命じている。平成12年8月には両者に対して、有機塩素化合物等によって汚染された堆肥様物及び土壌の撤去を命じている。

この措置命令に対して、三栄化学工業は、平成13年7月までにRDF様物（ごみ固形物）約2,600トンを産業廃棄物処理業者に委託処理を行っ

ている。

また、谷部に野積みしていた堆肥様物については、汚染水の拡散を防止するため、現場北側の素掘りの穴（旧中間処理施設）に遮水シートを敷設の上、約33,000立方メートルを移し替えしている。他に、中間処理施設（堆肥化施設）及び堆肥様物仮置場の覆土を行っている。

- ② 県は、平成12年度から現場の汚染実態調査を実施したところであるが、平成13年度には三栄化学工業に対し、高密度電気探査を実施するよう指示し、同社はこれを実施している。
- ③ 平成12年10月5日、縣南衛生が破産宣告されたことから、縣南衛生に対する措置命令を代執行する可能性があることを想定して、約75億3,600万円の破産債権届出を行っている。
- ④ 平成14年9月には、三栄化学工業及び縣南衛生に対して、現場からの汚染水が現場周辺に拡散しないための措置を講ずるよう命じている。
- ⑤ 平成14年12月には、縣南衛生が現場において、パーク（樹皮）による簡易な汚染水浄化施設を設置した。

2 今後行おうとする措置

(1) 基本設計に要した費用の徴収

県では、現場の原状回復を代執行することとし、平成14年度に原状回復のための基本設計業務を委託したが、平成15年5月、三栄化学工業及び縣南衛生に対して、行政代執行に要した費用として、委託費約5,600万円の納付を命じた。同月、三栄化学工業から500万円が納入され、未納額約5,100万円については督促を行っている。

また、9月には、未納額の確保のため、三栄化学工業が第三債務者に対して有する不動産売掛債権3,500万円（7年間の分割払い）の差押えを行っている。

(2) 措置命令の発出

これまでの措置命令で撤去を命じたRDF様物（ごみ固形物）及び堆肥様物のほか、高密度電気探査、ボーリング調査等により不適正処理が判明した燃え殻、汚泥その他の産業廃棄物について、三栄化学工業株式会社及び縣南衛生株式会社に対する措置命令を行うこととする。

VI 不適正処分の再発防止策

1 検証委員会の設置

本事案に係るこれまでの県の対応状況を第三者の視点で検証し、県行政上の問題点及び責任を明らかにするとともに、今後の廃棄物行政の的確な運営を図ることを目的に、平成14年10月1日検証委員会を設置した。

県境不法投棄検証委員会委員

分野	氏名	備考
行政関係	大竹昭裕	青森大学助教授 委員長
	春日修	弘前大学助教授
廃棄物関係	熊谷浩二	八戸工業大学教授
弁護士	赤津重光	赤津重光法律事務所
一般	成田有子	ネットワークA・L代表

2 検証委員会の検証結果報告

(1) 行政責任について

平成8年6月6日以前の県の対応については、様々な問題点があるものの落ち度があったとまでは言い切れない。

平成8年6月6日、三栄化学工業が賃貸借契約解除を理由に同社の実質的な事業用地への立入りを拒否した以降、県は同社が不法投棄を行っている蓋然性が高いものと認識し、可能な限りの手段を用いて事実把握に努めるべきであった。

しかし、県は、事実把握や業者への対応について、他に採り得る方法があったにもかかわらずそれを行っておらず、また、他の採りうる方法の検討さえも行っておらず、ここに県の落ち度があると判断する。

(2) 平成8年6月6日以前を含む全般的問題

ア 三栄化学工業に対する認識の甘さ

県は、三栄化学工業が行政指導を受け入れ、その都度改善策を講じていたので、とりわけ悪質な業者であるとの認識はなかったとしている。

しかし、住民から多くの情報が寄せられていたこと、平成7年には燃えがらの不法投棄が発覚していることをもあわせ考えれば、このような認識は甘かったと言わざるを得ない。

イ 事実確認の甘さ

不法投棄を疑わせる様々な兆候があったにもかかわらず、調査、確認を行わなかった。

- ・管理型最終処分場が空であった。

- ・不法投棄の主要現場について、昭和56年に届出した産業廃棄物最終処分場（約100ヘクタール）の一部であると県職員に主張していた。
- ・平成8年5月に新たな不法投棄を疑わせる事実を保健所職員が発見していた。

ウ 業者への対応の甘さ

- ・行政指導を主とした県の対応が、三栄化学工業が県をみくびることとなった。
- ・平成7年の燃えがらの不法投棄発覚から処分まで1年以上の時間を要しているのは、処分の基礎となる事実確認に慎重を期すためとはいえ、遅きに失したと言わざるを得ない。
- ・事業停止の行政処分手続きの進行中に、業者から処理業に動植物性残さを追加したい旨の相談を受けた際、「申請は行政処分後にして欲しい。」旨の説明をしている。

(3) 平成8年6月6日以降の問題点

ア 行政調査を尽くさなかったこと

平成8年6月6日以降、県は、不法投棄を行っている可能性が高いという認識を持ち、三栄化学のとる法的技巧を乗り越える方途を見出して行政調査を行うべきであったにもかかわらず、実際には十分な調査は行われなかった。調査が不十分であったことは、県の落ち度であると言わざるを得ない。

イ 警察への情報提供・連携が不十分であったこと

平成8年6月6日、立入りを拒んだ時点で、不法投棄を疑うに足る状況にあったというべきであり、この時点で、行政独自の対応をとることと並行して、県警への情報提供をすべき機が熟していたと考えられるが、県警への情報提供を行わなかったことは不適切であり、ここに県の落ち度があると言わざるを得ない。

ウ 他部局との連携が不十分だったこと

廃棄物担当部局は、他の部局と十分な連携をとっていたとは言えないし、他の部局も、環境への被害が懸念される情報を速やかに廃棄物担当部局に伝える態勢をとっていたとは言い難い。

廃棄物担当部局は、本事案に関係する他の部局に協力を要請し、連絡を密にすべきであった。それをしなかったところに、県の落ち度が認められる。

(4) 再発防止策の提言

ア 業者に対する毅然とした態度

悪質業者に対する場合には、行政が毅然とした厳しい態度で臨む必要がある。行政処分の権限の発動に過度に抑制的になることなく、必要があれば積極的に

権限を行使すべきであろう。

イ 適切な情報収集

不法投棄や不適正処理が疑われる場合には、廃棄物処理法上の立入検査、報告徴収権限を最大限行使して、情報収集と事実把握に努めるべきである。

ウ 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保

環境行政、廃棄物行政に携わる者には、情報の真に意味するところを的確に認識し、その背後にあるものを推し量る感覚が重要となる。また、職員の異動により担当者が変わっても、継続性・一貫性のある監視活動が行えるような態勢を整えることが必要である。

エ 廃棄物担当部局と他の部局との連携強化

不法投棄等を示唆する情報を得た部局は速やかに廃棄物担当部局に情報提供するという態勢を構築すべきであるし、また、廃棄物担当部局でも、必要に応じて、他の部局に協力を仰ぐという仕組みを作る必要がある。

オ 警察との連携強化

不法投棄が疑われるが、行政の手に余るという場合は、警察へ情報提供し、捜査を促す必要がある。大切なことは、どの程度までを行政レベルで処理し、どこからを警察に委ねるかという見極めである。

(5) 結語

本事案について県行政に一定の落ち度があったことを認定し、再発防止策を提言したが、本委員会としては、県がこれを真摯に受け止め、検証結果を今後の廃棄物行政に生かし、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、県において十分な対策をとることを求めるものである。

3 県警による強制捜査後の県の対応の問題点

(1) マニフェストが焼却された経緯

二戸警察署が押収した関係資料について、廃棄物の搬入状況の実態を解明し、また、排出事業者や再委託業者、収集運搬業者で不適切な事務処理が認められる者の存在を確認するため、平成12年11月に同署の承諾を得て、同署内においてマニフェストの一部をカメラで撮影した。

この撮影の直後には、三栄化学工業の社長に対して、押収された資料が警察署から返却されたら、県に連絡するよう依頼し、その後何度か返却されていないか確認をしたところである。

平成13年8月に押収資料が返却されたとの情報を同年10月前に入手し、同月、三栄化学工業社長に対し資料の借用を依頼したが、同社の代理人となってい

る弁護士と交渉するようにと言われた。

県は、代理人である弁護士と交渉したが、弁護士からは、マニフェストの県への提供は、三栄化学工業の不利益になることも想定されるので、提供は拒否し、資料は全て焼却するとの回答があった。

同年11月に三栄化学工業社長に対し、資料の処分について確認したところ、既に焼却したとの回答があった。

(2) 廃棄物処理法に基づく報告の徴収

平成14年5月に、廃棄物処理法に基づき報告の徴収を行ったが、代理人である弁護士からは、資料は全て廃棄又は散逸してしまったとの回答があった。

(3) 問題点

マニフェストは、廃棄物の搬入状況の実態、排出事業者情報を把握するための重要な書類であり、本件事案を解明するためには、県においては早期に確保しておく必要があった。

しかし、結果として、三栄化学工業が保管していた全てのマニフェストが廃棄又は散逸してしまった原因は、

ア 押収資料を返却する際は、警察署から県に事前に連絡をしてもらえるような体制にしておくべきであったが、警察との連携が不十分であった。

イ 押収資料の提供を三栄化学工業の任意に委ねるのではなく、厳正に三栄化学工業に対処すべきであったにもかかわらず、廃棄物処理法に基づく報告の徴収を行ったのは、焼却が判明した後であったこと。

にある。

4 関係職員の処分

県は、平成15年8月28日、本事案について、関係職員の処分を行った。

その内容は、次のとおりである。

ア 県境不法投棄検証委員会から、落ち度として指摘された平成8年度から11年度までの間に、

- ・行政調査を尽くさなかった。
- ・警察への情報提供・連携が不十分であった。
- ・廃棄物担当部局と他の部局との連携が不十分であった。

ことにより、結果として大量の不法投棄を見過ごし、国内最大規模の不法投棄事案に発展させ県民の県に対する信頼を大きく損なった。

